

小田原市監査委員公表第10号

令和5年5月26日付け小田原市監査委員公表第11号により公表した監査結果に対して市長が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和6年4月26日

小田原市監査委員 数馬 勝

小田原市監査委員 近藤 正道

小田原市監査委員 鈴木 敦子

番号	指摘等の内容	措置状況
1	<p>高齢者筋力向上トレーニング事業は、高齢者を対象に運動器の機能向上・維持に係る運動を実施するとともに、介護予防に関する知識の普及・啓発等により介護予防を図ることを目的としている。</p> <p>第9期おだわら高齢者福祉介護計画が令和6年度からスタートすることであり、効果測定の指標及び目標値を改めて検討する必要があると考える。指標については、なるべく多くの人に参加してもらうのが望ましいことからすれば、現行の参加延べ人数ではなく、実人数のほうが良いと考える。また、人数も大事であるが、地域ごとの状況を反映した指標や、この事業によりどれだけ介護予防につながったか測定できる指</p>	<p>第9期おだわら高齢者福祉介護計画を策定するに当たり、指摘事項を踏まえ検討した結果、参加実人数及び参加延べ人数を当該事業の計画期間における指標として設定した。</p> <p>生きがいふれあいセンターいそしぎと小田原アリーナで行っている基幹型の教室は、市内一円からの参加者を対象にしており地域的特性は見られず、また地域的特性に対応した運動プログラムも実施していないため地域ごとの指標は設定しなかった。</p> <p>また、この計画では「自分らしい高齢期の実現～高齢者一人ひとりの生活の質の向上～」を重点指針とし、一般介護予防事業では高齢者の自立への支援と健康寿命の延伸を目指している。</p> <p>この事業も含む一般介護予防事業の</p>

掲示期限 令和6年5月10日

<p>標についても検討する必要があると考える。（健康づくり課）</p>	<p>指標として「健康寿命」を設定し、計画全体の評価のために「総合的な指標」（主観的な幸福度、介護認定率等）を設定しており、これら指標の目標値を達成できるよう事業の推進を図っていく。</p>
-------------------------------------	---